

平成29年度における東北地区の下請法の運用状況等について

平成30年6月15日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,600名（製造委託等^(注1)2,405名、役務委託等^(注2)1,195名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者12,200名（製造委託等9,485名、役務委託等2,715名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	東 北	全 国	東 北
平成29年度		60,000	3,600	300,000	12,200
	製造委託等	38,680	2,405	208,513	9,485
	役務委託等	21,320	1,195	91,487	2,715
平成28年度		39,150	2,370	214,500	8,800
	製造委託等	25,696	1,664	151,912	7,124
	役務委託等	13,454	706	62,588	1,676
平成27年度		39,101	2,370	214,000	8,800
	製造委託等	26,559	1,705	151,499	7,000
	役務委託等	12,542	665	62,501	1,800

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は351件（製造委託等254件、役務委託等97件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが348件（製造委託等252件、役務委託等96件）、下請事業者等

からの申告によるものが3件（製造委託等2件，役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は345件（製造委託等247件，役務委託等98件）であり，このうち335件（製造委託等239件，役務委託等96件）については指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数				処理件数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計			
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068	
	東北	348	3	0	351	0	335	335	10	345	
	製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
		東北	252	2	0	254	0	239	239	8	247
	役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
		東北	96	1	0	97	0	96	96	2	98
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603	
	東北	317	4	0	321	0	322	322	5	327	
	製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
		東北	217	3	0	220	0	220	220	4	224
	役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
		東北	100	1	0	101	0	102	102	1	103
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271	
	東北	300	3	0	303	1	302	303	1	304	
	製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		東北	224	3	0	227	1	227	228	1	229
	役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		東北	76	0	0	76	0	75	75	0	75

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には，製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には，消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為類型別にみると，合計で537件となっており，こ

- のうち、製造委託等に係るものが367件、役務委託等に係るものが170件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は312件（類型別件数の合計の58.1%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが219件、役務委託等に係るものが93件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は225件（類型別件数の合計の41.9%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が136件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.4%）、②買ったたきが46件（同20.4%）、③下請代金の減額が24件（同10.7%）等となっている。
- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は148件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が82件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の55.4%）、②買ったたきが37件（同25.0%）、③下請代金の減額が16件（同10.8%）等となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は77件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が54件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の70.1%）、②買ったたきが9件（同11.7%）、③下請代金の減額が8件（同10.4%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反													合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計			
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	東北	272	40	312	0	136	24	0	46	1	4	6	7	1	0	225	537	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		東北	194	25	219	0	82	16	0	37	0	3	5	4	1	0	148	367
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		東北	78	15	93	0	54	8	0	9	1	1	1	3	0	0	77	170
平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	東北	244	30	274	2	156	20	1	49	6	1	15	5	0	0	255	529	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		東北	171	19	190	2	93	15	1	35	0	1	15	5	0	0	167	357
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		東北	73	11	84	0	63	5	0	14	6	0	0	0	0	0	88	172
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	東北	228	34	262	0	144	16	3	30	5	1	7	9	3	0	218	480	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		東北	175	23	198	0	101	12	3	23	4	1	7	7	3	0	161	359
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		東北	53	11	64	0	43	4	0	7	1	0	0	2	0	0	57	121

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者3名から、下請事業者10名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約4万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者8名に対し、3万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った		返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	東北	2 名	8 名	3 万円
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	東北	3 名	132 名	835 万円
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	東北	2 名	49 名	1328 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 2 名に対し、6,509 円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	東北	1 名	2 名	6,509 円
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	東北	6 名	40 名	253 万円
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	東北	2 名	7 名	1,945 円

(注) 原状回復額は、平成29年度及び平成27年度の「東北」分を除き、1 万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成 29 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 29 年度においては、東北事務所では 6 回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と

定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 29 年度においては、東北事務所では東北経済産業局と共同して、当該講習会を 6 県 6 会場（うち公正取引委員会主催分 3 県 3 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 29 年度においては、東北事務所では 247 件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 29 年度においては、東北事務所では 4 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 29 年度における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は 17 名である。

平成 29 年度においては、5 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 29 年度においては、東北事務所では事業者団体等へ 15 回講師を派遣した。

平成29年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 清涼飲料の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、支払遅延が生じていた。
- ② ぎょう虫卵及び寄生虫卵の検査を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、支払遅延が生じていた。
- ③ 金属製品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 情報システムの開発を下請事業者に委託しているD社は、一部の外注先事業者が下請法上の下請業者に該当すると認識していなかったため、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ⑤ 貸切バスの運行を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 機械部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者への下請代金の支払方法を全て現金払としたにもかかわらず、手形払の場合の手形期間分における自社の調達金利相当額を下請代金の額から減じていた。
- ② 水質検査を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 自動車の修理を下請事業者に委託しているH社は、見積り時点の納期を大きく短縮したにもかかわらず、当該見積り時点の単価で下請代金の額を定めていた。
- ② 精密板金製品の製造を下請事業者に委託しているI社は、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めて

いた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 建設用金属製品の部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外において認められる手形期間）を超える手形（133日）を交付していた。